

令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金のご案内（再案内）

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯の生活を支援するため、給付金を支給しています。申請期限が近づいていますので、該当になる方でまだお手続きをされていない方は、担当までお問い合わせください。

■ひとり親世帯の方

【支給対象者】

次の①～③のいずれかに該当する方

- ①令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方（申請不要で6月中に支給済です）。
- ②公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方（ただし、児童扶養手当の支給要件を満たす方）。
- ③令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準になっている方。

■ひとり親世帯以外の方

次の①②のいずれかに該当する方

- ①令和4年3月31日時点で18歳未満の児童（一定の障害がある場合は20歳未満の児童）を養育している、令和4年度住民税非課税世帯の方。
 - ②令和4年1月1日以降に新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税相当の収入となった世帯の方。
- * 令和4年4月分の児童手当もしくは特別児童扶養手当の支給を受けている方で令和4年度住民税非課税世帯の方には、申請不要で6月中に支給済です。
- * 令和4年4月1日から令和5年2月28日に生まれた新生児も対象です。

【給付額】 児童一人あたり 一律5万円

【申請手続きなど】 申請手続きが必要です。該当すると思われる方は、お早目にお問い合わせください。

【申請期限】 2月28日（火）

※問い合わせは、子ども家庭支援センター ☎85-2611

あそびの広場 「昔遊びを楽しもう！」

〔日時〕 1月25日（水）午後2時～3時30分
〔会場〕 文化会館 ホール
〔講師〕 原島 和喜さん ほか
〔内容〕 ペーゴマ、お手玉、けん玉、羽根つきなど

絵本といっしょ

〔日時〕 2月13日（月）
午前11時～11時40分
〔会場〕 子ども家庭支援センター（きこりん）
〔内容〕 相談員の読み聞かせ・指遊び
※問い合わせは、子ども家庭支援センター

☎85-2611

筋力向上 トレーニング講習会

〔日時・会場〕 カレンダー参照（2時間程度）
〔参加資格〕 町内在住・在勤の40歳以上の方
〔持ち物〕 動きやすい服装、上履き、タオル、飲み物

この講習会を受講し、受講者を含むグループ登録をすることで、福祉会館の機能訓練室を利用することができます。

参加希望者が数名集まった時に日程調整を行い、随時開催しています。

再受講の希望も受け付けます。

別日程での開催希望のある方は、お気軽にお電話でお問い合わせください。

※申し込み、問い合わせは、

福祉保健課 ☎83-2777